

2022年度

SC

小論文

3月12日(土) 人文社会科学部 (法学科)
【後期日程】 10:00~11:30

注意事項

試験開始前

- 監督者の指示があるまで、問題冊子、解答用紙、下書き用紙に手を触れてはいけません。
- 監督者の指示に従って、全部の解答用紙(2枚)に受験番号を記入しなさい。

試験開始後

- この問題冊子は、6ページあります。はじめに、問題冊子、解答用紙、下書き用紙(2枚)を確かめ、枚数の不足や、印刷の不鮮明なもの、ページの落丁・乱丁があった場合は、手をあげて監督者に申し出なさい。
- 解答は、すべて解答用紙に記入しなさい。(下書き用紙と間違わないよう十分注意してください。下書き用紙は採点対象となりません。)
- 問題は、声を出して読んではいけません。
- 配点は、比率(%)で表示しております。

試験終了後

- 問題冊子と下書き用紙は、必ず持ち帰りなさい。

小論文

SC

法学科 問題訂正

- 1 この裏には、小論文（法学科）の問題の訂正があります。

- 2 試験開始後に、訂正箇所等を確認してください。
(解答はじめの合図があるまで、この訂正紙の裏を見てはいけません。)

この訂正紙は、問題冊子とともに
必ず持ち帰ってください。

問 題 訂 正

教科・科目名 小論文 (S C)

訂正箇所

問題文

3 ページ 18 行目

(誤)

捕虜の虐殺などである。

(正)

捕虜の虐待などである。

国際法学者によって書かれた「世界隔離」についての次の問題文を読み、以下の設問(問1・問2・問3)に答えなさい。なお、問題文を記載するにあたり、原文中の見出しおよび原文の一部を改めた。

[問題文]

感染症は、記録に残るだけでも古代ギリシャ以来、ほとんど人類史とともにあり続けた。ペストやコレラ、チフスやインフルエンザなど、各種の感染症が数世紀ごとに人類を襲っている。そして、ラテンアメリカの一部など、ある一地域の住民がまるごと命を奪われた例はあるものの、全体としての人類が滅ぼされたことはない。にもかかわらず、人類は感染症襲撃のたびごとに怯える。^{おび}理由は明白で、一定数の人間たちが死亡し、それも(おおむね)無差別に命を奪われるからである。こうして感染症は、人類にとって常態であり、かつ種としてそれに慣れることはない。

常態ではあるものの、多くの人が強い恐怖にとらえられ、通常とは異なった対応措置がとられるため、危機的事態は、ふだんは意識されない現実を浮かび上がらせる。そして浮かび上がってくるものの多くは、われわれの社会(国内・国際)に足りなかつたもの、その歪み、異様さ、^{ゆが}^{ぜいじやく}脆弱^(注1)さなどである。

筆者がふだんから対象としている「国際社会」に即して言うなら、それは何より、《境界》というものの不自然さあるいは非機能性⁽¹⁾にほかならない。新型コロナウイルスがこの地球の大部分を襲った。ウイルスは国境とは無縁だが、それに対抗する人間のほうは国境で区切られた主権的国民国家^(注2)ごとに對処する。つまり、「ポーダーレス」な脅威に対し「ポーダーフル」^(注3)な対応をしているのだ。

国家があらゆる点で無用だとか無益だとは言えない。各々の伝統や文化は重要だし、弱小国にとつて国家主権はみずからを守る^{とりで}砦たりうるだろう。防疫^(注4)という問題についても、国家という限られた区域で実施するほうが効率的なこともある。だが、例えばスイスのバーゼル^(注5)は独仏両国に接し、(感覚的には)市内に両国との国境が何本か存在する。しかもスイスはシェンゲン協定^(注6)加盟国だから、ふだんはそれらの国境は開放されていて目に見えない。だから、効率的かつ実効的に防疫をしようとなれば、三国が別々の措置をとるのではなく、バーゼルとその周辺に一定の区切りを設定して共同の措置をとるほうが実際的なはずだ。

しかしこの世界はいまもなお、まずは因襲^(注7)的に行動する。ウイルスがドイツ人もフランス人もなく無差別に攻撃していても、ドイツはドイツ人を守り、フランスはフランス人を守ることから始める。ある意味でそれは、他国の保健管轄権^(注8)を尊重することでもあるし、自国民は自分たちで守るという責任の遂行であるかもしれない。しかし、各国がそれで守りきれればよいが、守りきれない国や十分に守ろうとしない国もある。実際に、そういう不都合が数多く起きるから、境界というものが問題になるのだ。それも感染症だけではない。戦争がないという意味での「平和」や、人権保障についても同様である。それが実現されるかどうかは、たまたまどの国境線の内側で生まれたか／住んでいるかに依存しているのだ。

ちなみに、ドイツやスイスは、自国の対処に余裕ができるとすぐに、周辺諸国の重症患者を受け入

れ始めた。しかし一般的には、境界は障害として存在する。そのように見えにくい(地域によっては全く見えなくなっている)ものが、危機の時にはあっさりと姿を現し、見えるようになる。であるなら、危機はまた、そうして顕在化した社会問題克服の好機でもあるだろう。

筋違いだと言われるかもしれないが、この危機に対して国際法は何らかの役に立っているだろうか、としきりに考え続けてきた。割り切りの激しい国際法学者ならば、感染症などそもそも国際法とは無関係だと切って捨てるだろう。だが、ことは世界全体の安寧の問題であり、国際秩序の存亡にも関わる事柄である。もっと具体的に「法的な」問題を見たいと言うなら、国境が閉鎖され人や物の流通が妨げられている事態を見さえすればよい。

そうすると、そのように国境の閉鎖自体が国際法に従って行われているのであり、国際法が働いていることの証しだという答が返ってくるだろう。そのとおりである。そしてそれが筆者の自問自答への答にもなる。すなわち、この危機の解決に国際法は全く役に立っていない、ということである。

それだけではない。このような地球的危機にあって国際法は根元で堅固に機能している、ということも付け加えておく必要がある。つまり主権的国民国家という存在、そしてそれらが織りなす主権的国民国家体系というものが、まさしく国際法によって保障された「法的な」秩序なのだ。しかもそれは、経済力に基づく国際経済秩序(あるいは無秩序)、各国軍備や軍事同盟によって形作られる国際軍事秩序(あるいは無秩序)も、すべて主権的国民国家という存在が法的に担保されていることに基礎を置いている。

「主権」概念も「国民」という存在も、それぞれに意義を持ちうることはさきに述べた。だが、それらを脇に置くならば、国境を超える危機において国際法が果たしている役割は、世界を機能的ではない理由に基づいて分断し、いくつもの点で危機の克服を阻害している、ということに尽きる。

言い換えれば世界は、各國がロックダウンするはるか以前からすでに、法によって200ほどの単位に分け隔てられているのだ。筆者はこれを世界隔離(Global Quarantine)の構造と呼ぶ。^(A)その隔離が人類の努力の積み重ねによって、友好国の間では次第に厳しさをやわらげる一方で、非友好国の間では閉ざしたままで咎められることもない。そして世界的危機ともなると、あたかも当然のように姿を現し、国々をそれぞれの《管轄権の箱》の中に押し込める。それが感染症の拡散防止のために最も合理的な境界であるという保証はどこにもない。

いや、国々は隔離されたままでいい、それらを結びつなぐ国際機構というものが、これも国際法の産物として厳然と存在するではないか、という見立てもありうるだろう。今回の危機に関しては、とりわけ世界保健機関(WHO)がそのような存在である。しかし、これまで世界の保健衛生についていくつも功績をあげた国際機構だが、今回の危機では(これまでのところ)感染の世界的拡大と深刻化を防ぐ盾の役割を果たしたとは言いたい。武漢で発症が初確認された時に単なる中国賞讃だけで終わったこと、事態が悪化するのをよそにパンデミック^(注9)への注意喚起を遅らせたこと等々、機構の対処の真剣さおよび適切さを疑わせる対応がいくつもの段階であった。

テドロス事務局長^(注10)が中国の後押しでその地位に就いたとか、機構全体が中国寄りになつてい

るとかいった、米国・トランプ政権による感情的批判は脇に置こう。問題はこの機構が「世界のすべての人々に能うる限り最高水準の保健をもたらすこと」(世界保健機関憲章第1条)、そして「感染症、風土病その他の疾病を撲滅するための活動を活性化し、推進すること」(同第2条)という根本目的をきちんと果たしたか、ということである。

同時に、実際に中国への政治的配慮ゆえに機能不全に陥っていたのだとすれば、それは「事務局長はいかなる政府からの指示も求めず、また受けない」、そして「いずれの加盟国も事務局長の完全に国際的な性格を尊重する」(同第37条)という規定に抵触する。にもかかわらず、それらの規定が現実に法規定としての実効性を持つことはほぼない。世界保健機関は主権国家の上に立つ超国家機関ではないし、主権国家によって生み出された存在に過ぎないからだ。こうして、第二次世界大戦以後の国際機構においてさえ、根源的な権力としての主権国家はしっかりと保たれている。

(中略)

この危機を戦争になぞらえる、《戦争の隠喩^(注11)》は少なくない。例えばフランスのマクロン大統領の危機初期の言明がよく知られる。それを聞いた時、「ああまたか」と思い、さらに、疫学^(注12)的にはそう言えるかもしれないが政治的にはそうではない、と考えた。

ああまたかというのは、2001年の「同時多発テロ」の際に、ブッシュ米国大統領が真っ先にその言葉を発したからである。それは現実にも戦争になった。いささか暴走気味の、「対テロ戦争」の世界的展開である。それ以上に問題なのは、「戦争」であるから何をしても許されるかのような行動が次々と続いたことだった。捕虜の虐殺などである。国際法上は何をしても許されるわけではないが、そういう国際法は、国によっては全く効果を發揮しない。守る国に関してだけ法としての効果を持つという、合理的に考えれば奇妙な「法」なのだ。

国際政治における「戦争」と「ウイルスとの戦争」には、共通の特性がある。敵に対して何をしても構わないという姿勢同様、敵であるウイルスに対しても全力をふるうことに加え、市民たちに対して国家が何をしても構わないかのような態勢になることである。それは基本的人権および自由の制限をともなう。たしかに、人命を奪う目に見えない脅威と闘うのだから、われわれ市民も欲望のおもむくままに行動することはできない。感染を防ぐために外出は必要な限り抑制しなければならず、医療崩壊を防ぐために資源もそれを優先して回さねばならない。身体を隔離されることもある。

だが、その措置がどれも例外的なものであり、疾病の被害を最小限に抑えるという目的の範囲内においてのみ許される、という議論が「ともかく非常事態宣言を」という要求の中にどれだけあつただろうか。それだけではない。台湾や韓国やイスラエルのように比較的少ない被害だけで抑え込んだ国々を見習うべきだ、という意見も多数聞こえた。たしかにこれらの国の対処には評価されるべき点も多い。同時に、多かれ少なかれ、個人に対する監視システムが強力に実施された国々でもある。それを「戦争」の後も無批判に持ち越さないという構えが不可欠だが、それが強力国家待望論には十分にあるか。

言うまでもなくそれは、デモクラシーの問題である。この危機への対処に大きな責任を持つ人々、とりわけ首相や都知事の発言の中で、「民主主義」あるいは「デモクラシー」という言葉が使われたこと

があったかどうか。どこかであったのかもしれないが、入手できる記録を見た限りでは、この言葉を見つけることができない。少なくともこの人たちにとって、この危機への対処がデモクラシーに深く関わる、という問題意識は中核的なものではなかったのだろう。

対照的なのは、ドイツのメルケル首相だった。この国の、責任感ある他の政治家同様、この人もよくデモクラシーという言葉を使うが、とりわけ、多くの国民に政府の措置を納得させた、3月18日のテレビ演説が印象深い。懸命の働きをする医療従事者に感謝し、スーパーのレジに立ち続ける人々、商品棚を補給する人々に感謝して多くの国民の共感を呼んだこの演説は、いま取られている措置はドイツが民主国家だからこそ取られていることと、民主的に行われねばならないことを強調するものでもあった。いわく、「私たちは民主国家です。私たちが豊かに過ごせるのは何かをしろと強制されているからではなく、私たちが知識を共有し、この営みに積極的に参加するよう促されているからです」。それゆえ、いま取られている行動制限措置は、「民主主義において、絶対に軽々しく行われてはならぬものであり、厳に一時的なものでなければなりません」。

政治のリーダーは、とりわけ危機との闘いのさなかでは、まず国民に信頼されていなければならぬ。判断に科学的な根拠があり、情報を捏造したり隠蔽したりせず、感情に任せた見苦しい言動を完璧に封じ込め、そして何より、民主主義を守るためにこそ厳しい措置もあるという方針を堅持できる人物でなければならない。その点で日本は、ウイルスによる危機の前からすでに危機だった。

コロナ危機は、戦争ではないとしても、多くの人的・物的・社会的犠牲を要求する、激しい闘いであり続けている。だが、科学的に打つべき手を打ち、市民も必要な自制と協力を貫けば、いつかは一定の収束に達するだろう。むろん「撲滅」などではない。天然痘ウイルスのように撲滅するのは容易ではないのだ。仮に新型コロナウイルスを撲滅できたとしても、これまでと同じく、また別のウイルスが人類を襲うだろう。だから、それと共に共生しつつ、人命の損失を最小限にとどめる社会体制を作り、かつ、ウイルスの凶暴化をできるだけ避ける変革を自覚的に行わなければならない。

医療体制の整備はむろんである。その日に使うわけではない人員や器材を後回しにするという政策方針が、こういう危機の際に脆弱性をあらわにすることを、少なくとも日本はよくよく経験した。教育制度も、種々の社会的弱者の保護も、流通システムも、それぞれに問題が多いことが明らかになつた。

日本だけではない。多くの国が個別に対処する中で、それぞれの脆弱性を痛感するだけでなく、国境を超える地球全体の問題がこの事態に深く関わっていることを知り始めたに違いない。環境破壊、過剰な人口、膨大な食料の生産、野放図な自由主義経済、そこからの脱落者の切り捨て、地球全体の資源配分の誤り(軍事費の増大など)等々、多くの問題が連鎖して今回の事態に至っている。

幸か不幸か、多くの人が同時に同じような苦しみを経験することにより、多くの人が明日は今日の続きではないと実感することにもなった。それはすなわち、際限なき自己拡大と、そのための抑制なき自由競争を、ともに見直す好機でもあるだろう。経済であれ領土であれ軍事的支配であれ、無限に拡大することなどできない。であるなら、ここしばらく続いた政治や社会の原理を、根本から見直す

ほかないだろう。首尾よく危機的な状況から脱し始めた国の中には、「わが国は勝利した」といった認識を持つ国もあるようだが、こういう認識は来るべき世界にとって、何の役にも立たない。ウイルスに永遠に勝利できるわけではないし、他の国々との競争が今回の危機の要諦だったのではないからだ。

来るべき世界はむしろ、何の分野であれ無用の敵対的競争を抑制し、自然とも和解し、人間が境界を超えて共生する世界であるだろう。この状況からの脱出を「生き残り」と呼ぶのは誇張かもしれないが、この後の世界が多くの点でこれまでとは違ったものになることは確かである。それは他者と共に生き残ることを本気で構想する、《利他的生き残り》(Altruistic Survival)の哲学に立ったものでなければならない。

(出典) 最上敏樹「世界隔離を終えるとき」村上陽一郎編『コロナ後の世界を生きる—私たちの提言』

(岩波書店、2020年) 184-189頁、192-197頁

なお、出題にあたり、縦書きを横書きに変更し、一部の漢数字は算用数字に置き換えた。

(注1) 脆弱 もろくて弱いこと。

(注2) 国民国家 国民を主体としてつくられた国家。

(注3) ボーダーフル 境界・国境が明瞭なこと。国家などの枠にとどまること。

(注4) 防疫 伝染症・感染症の発生や流行を予防すること。

(注5) バーゼル スイス北西部にある都市。

(注6) シェンゲン協定 ヨーロッパ諸国間で、出入国審査なしに自由に国境を越えることを認める協定。

(注7) 因襲 昔から続いているしきたり。特に、現在に弊害を残すしきたり。

(注8) 管轄権 国家が一定の範囲内にある人、物などに対して法を具体的に適用し行使する権利。

(注9) パンデミック 感染症が世界的規模で同時に流行すること。

(注10) テドロス事務局長 世界保健機関の事務局長

(注11) ^{メタファー} 隠喩 「…のようだ」などの形を用いず、そのものの特徴を直接他のもので表現する比喩法。

(注12) 疫学 伝染病の流行動態を研究する医学の一分野。

[設問]

問 1 下線部(1)について、《境界》というものがなぜ「不自然」あるいは「非機能」的なののか。問題文で著者が述べていることを、100字以内でまとめなさい。(配点 20 %)

問 2 下線部(2)について、著者は新型コロナウイルスがもたらす危機を戦争になぞらえる《戦争の
メタファー——
隱喻》に対して批判的である。それはなぜか。問題文で著者が述べている理由を、100字以内で
まとめなさい。(配点 20 %)

問 3 問題文において、著者は「世界隔離の構造」(下線部(A))を批判する見解を示している。著者の見
解について、あなたはどのように考えるか。著者がなぜそのような見解をとるのか、その理由に
ついて問題文で述べられているところをふまえつつ、600字以内で論じなさい。なお、世界隔離
の構造を検討する際は、新型コロナウイルス感染症以外の問題を扱ってよい。(配点 60 %)